

令和4年度小城市立小中学校外国語講師（ALT）派遣業務仕様書

本仕様書は発注者（以下、小城市）と受注者との間で締結する業務について、以下のとおり定める。

1. 業務内容

派遣する外国語講師（以下「ALT」）の業務内容は、次のとおりとする。

- （1）英語教育、外国語活動、国際理解教育における指導
- （2）指導方法等の研修会への参加
- （3）教材・資料作成
- （4）教員と指導内容、方法についての事前の打ち合わせ
- （5）クラブ活動への参加
- （6）児童生徒との交流活動
- （7）試験実施の補助
- （8）児童生徒の個別指導
- （9）学校内外での行事運営支援・参加
- （10）教授手法等の教員に対する支援
- （11）翻訳・通訳の支援
- （12）その他、上記前各号に準ずる業務

2. 就業場所

学校名	住所	学年	クラス数
小城市立桜岡小学校	小城市小城町 166 番地	3～6 年	9（4）
小城市立三里小学校	小城市小城町栗原 1256 番地	3～6 年	4（2）
小城市立晴田小学校	小城市小城町畑田 2099 番地	3～6 年	8（4）
小城市立岩松小学校	小城市小城町岩蔵 1941 番地	3～6 年	4（2）
小城市立三日月小学校	小城市三日月町長神田 1680 番地	3～6 年	16（8）
小城市立牛津小学校	小城市牛津町柿樋瀬 922 番地	3～6 年	8（4）
小城市立砥川小学校	小城市牛津町上砥川 1405 番地	3～6 年	4（2）
小城市立芦刈小学校	小城市芦刈町三王崎 14 番地	3～6 年	5（3）
小城市立小城中学校	小城市小城町松尾 4104 番地	全学年	15
小城市立三日月中学校	小城市三日月町長神田 1650 番地	全学年	10
小城市立牛津中学校	小城市牛津町牛津 549 番地	全学年	9
小城市立芦刈中学校	小城市芦刈町三王崎 14 番地	全学年	4

※学年およびクラス数は令和4年5月1日現在。

クラス数の（ ）内の数は、小学校3・4年生の総クラス数。

3. 就業人数

就業人数は7人とする。

4. 契約期間

令和4年9月1日から令和7年7月31日までとする。

5. 就業日時

- (1) 就業日は月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定される日、派遣先（以下、学校）の休校日、及び学校が指定する日（以下「休日」という。）は就業しないものとする。但し、就業場所において行事等の都合上、休日にALTの就業を要する場合は、この限りではない。
- (2) 就業時間は、午前8時30分から午後4時30分の間で、1日7時間以内とする。
- (3) 授業日数は、1人・年間185日程度とする。
- (4) 上記5. (1) (2) (3) の詳細は、学校、受注者合意の上、別途定めるものとする。
なお（ア）（イ）の要件を満たすように調整する。
ア) 小学校3年から6年生に対し、1コマあたり45分とし、年間で2,436コマ（3・4年生が1クラス年間28回、5・6年生が1クラス年間56回）の授業を実施すること。
イ) 中学校全学年に対し、1コマ：50分とし、年間1,330コマを実施すること。
（各クラス週1回実施）
- (5) 学校が、上記5. (1) (2) (3) (4) で規定した就業日時以外にALTの就業を要する場合、追加就業日時分の追加派遣料を支払うか、予定された就業日時の中で振替える事ができる。

6. ALTの要件

ALTは、次の要件を満たす者とする。

- (1) 英語を母語とする者又は同等の能力を有する者
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者又は在学大学の在學生で適正な方法により日本に招聘された者、もしくは同等の能力を有する者。
- (3) 業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者。
- (4) 業務を実施するうえで必要となる日本語能力を有し、授業内容について円滑に日本語での打合せなどのコミュニケーションが取れる者。
- (5) 業務の実施に必要な水準の教授技術を有する者。
- (6) 日本について関心があり、日本に対する理解を深める意欲がある者。
- (7) 心身ともに健康で、協調性がある者。

7. 研修等

- (1) 受注者は、ALTに対し、勤務態度、指導方法、その他必要な研修を定期的に行い、資質向上に努めること。
- (2) 受注者は、ALTを新たに業務に従事させる時は、事前にALTの意義や業務内容を十分認識させるとともに、指導方法等、業務内容に関する研修を実施すること。

8. 業務実施体制の整備

受注者は、派遣業務を円滑に進めるため、次の事項を遵守する。

- (1) 受注者の責任者及び苦情担当責任者を定め、それぞれ、その責務を果たすこと。
- (2) 受注者は、ALT の候補者が決定したら、事前に小城市に労働者派遣法第 35 条に基づく派遣労働者の通知等を行い、ALT の要件について確認を得るものとする。
- (3) ALT に支障が生じ、臨時に変更する場合は、直ちにその旨を学校に報告し、臨時担当者の氏名を学校へ通知の上、業務を実施すること。
- (4) 受注者の都合により、上記 7. (2) による臨時担当者を配置できない場合は、受注者は実配置分の業務を受注者と調整の上、契約期間中の他の日に配置すること。
- (5) 関係法令等により学校に義務付けられる諸手続きについて、受注者は学校に対し支援を行うこと。
- (6) ALT に対する金銭等の一切の負担は、受注者が行うこと。
- (7) ALT の雇用に当たっては、労災保険、雇用保険・厚生年金・健康保険等の社会保険の適用について遺漏のないようにすること。

9. 業務完了報告

受注者は、各月の最終業務終了後、速やかに業務完了報告書を小城市に提出する。報告書の様式については、小城市、受注者協議の上、作成する。

10. その他

- (1) 小城市及び学校は、労働派遣法の趣旨に従い、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、適正な教育指導と業務命令を行う。
- (2) ALT 等に生じた損害若しくは ALT が学校及び第三者に及ぼした損害は、全て受注者が負担するものとする。ただし学校に起因する場合は、この限りではない。
- (3) 本業務の実施により知り得た情報は、他にもらしてはならない。契約期間終了した後も同様とする。
- (4) 受注者及び ALT は、個人情報の適正な管理に関して、小城市個人情報保護条例（平成 18 年条例 17 号）の規定を遵守し、個人情報を取り扱う際には、十分留意し、遺漏、滅失及び既存の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (5) 本業務に係る契約書に以下の条文が含まれます「(特約事項) 第〇条この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は削除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。」
- (6) 受注者は、契約に際し、労働者派遣事業の許可を受けている事業主であることを書面により小城市に提出するものとする。
- (7) 本事業の履行に当たって得た業務の発表等は、小城市の承認を必要とする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、小城市、受注者協議の上で決定するものとする。